

白鷹町 都市計画マスタープラン



令和2年3月
白鷹町

d. 住居系市街地（低密度）

➤荒砥・鮎貝の両市街地中心部周辺の住宅地は、生活道路の拡充など、必要な生活基盤の整備を進め、戸建て住宅を中心としたゆとりある住宅地を形成する。

e. 産業集積地

➤東部工業団地や主要地方道長井白鷹線沿道等の工業地は、本町の工業拠点として、操業環境の維持による工業振興を図る。

f. 集落地

➤周辺の自然環境や営農環境を保全しつつ、自然豊かな生活環境を活かした移住・定住を促進するため、戸建て住宅を中心とした住宅地を形成する。

➤各地域のコミュニティセンターの周辺は、生活基盤の機能維持・改善を図るほか、日常生活を支える生活サービス施設を維持・確保することで、地域コミュニティの中心を担う拠点を形成する。

g. 農地

➤農地は、食料の安定供給はもとより、良好な景観形成や生物多様性の保全、農村文化の伝承等の多面的な機能を有している。用途地域外には農業振興地域農用地区域が広がっており、市街地開発などの無秩序な市街地の拡大を抑制して営農環境を適切に保全するとともに、生産基盤の強化を図る。

h. 森林

➤森林は、林業の基盤であるとともに、保水・治山、町民や来訪者の憩いの場となる観光・レクリエーション、生物多様性の保全等の多面的な機能を有していることから、生産基盤の強化を図るとともに、現在の自然環境を適切に保全する。

【その他、土地利用に関連する構想・方針】

a. 適切な土地利用誘導を目指した用途地域の見直し

➤用途地域は、集約型都市構造の実現に向け、拠点地域への都市機能誘導や居住環境の保全、土地利用の実態との乖離の解消など、適切な用途制限に基づく土地利用誘導を目指した用途地域の見直しを行う。

b. 質の高い公共サービスの提供

➤町営住宅やコミュニティセンター等の公共施設は、人口減少・超高齢化等による需要の変化に対応するとともに、施設の複合・多機能化や計画的・効率的な機能更新・修繕による長寿命化を図ることで、質の高い公共サービスを提供する。

➤まちなか定住促進を図るため、子育て支援住宅の増設・整備を推進する。

c. 観光機能の向上による交流人口の拡大

➤道の駅白鷹ヤナ公園やどおりいむ農園等に代表される観光施設周辺は、本町の魅力である自然環境との調和を図りながら観光機能の強化を図りつつ、各地域に所在する歴史・文化・観光資源との連携を強化し、交流人口の拡大を促進する。

3) まちづくりの方針

① 土地利用

- ・コンパクトな市街地の実現に向けて、都市機能が集積する役場周辺を中心核や、大規模商業施設等が集積する商業拠点、日常生活を支える生活利便機能やその周囲での居住機能の維持・誘導を推進する。
- ・町立病院は医療・福祉拠点として、さらなる機能の充実や周辺の良い環境の維持に努める。
- ・東部工業団地は産業拠点として、町の工業振興をけん引する場を目指し、良好な操業環境の維持を図る。
- ・どりの農園や十王地区コミュニティセンターは、本町の交流人口を受け入れる中心的な観光交流拠点として周辺環境との調和に留意しつつ、地域資源を活用して観光機能の維持・強化を図る。
- ・十王地区コミュニティセンター周辺は地域拠点として、町民生活・活動の場の形成を目的とした住環境の維持を図る。
- ・良好な住環境の維持に向けて、荒砥小学校南側の住宅地や町立病院周辺等の既に市街化が進行している地区の新たな用途地域の指定を行う。白鷹町No.3 & No.4
- ・コンパクトな市街地の形成に向けて、荒砥駅西側未利用地の用途地域の解除を行う。
- ・良好な操業環境の維持に向けて、東部工業団地の工業専用地域の整除化を行う。白鷹町No.2
- ・国道287号や国道348号沿道の住工複合地域は、操業環境と居住環境の調和を図りつつ、工業施設や住宅、商業施設等が混在した土地利用を継続する。
- ・市街地周辺の集落は、周辺の自然環境や営農環境を保全するとともに、自然豊かな生活環境を活かした移住・定住を促進し、戸建住宅を中心としたゆとりある環境の維持を図る。
- ・市街地を取り囲む農地や森林は、地域住民の生活を支えるとともに、良好な景観形成や生物多様性の保全をはじめとする多面的な機能を有していることから、豊かな自然環境や営農環境の保全を図るとともに、交流の場としての利活用を推進する。
- ・地域コミュニティの維持・向上に向けて、空き家・既存施設や低未利用地等の利活用により、人々の移住・定住を促進するとともに、人々が気軽に集まることのできる空間づくりに向けた取組を支援する。

② 交通

- ・国道287号や国道348号、主要地方道山形白鷹線、主要地方道長井白鷹線は、荒砥市街地と各地域、隣接都市と連絡する広域幹線道路として、必要な道路整備や適切な維持管理を促進し、年間を通じて安全で安心な交通・交流機能の確保に努める。また、災害発生時における避難・救援を確実にを行うため、緊急輸送道路に位置づけられた道路の適切な維持・管理を行い、機能確保を図る。
- ・多様な機能が集積する市街地中心部やその周辺を対象とし、徒歩や自転車での移動環境や交通安全性を向上させるため、通学路等を中心に狭い道路の拡幅や部分的な改良等、交通安全対策を展開する。
- ・山形鉄道フラワー長井線や路線バス等の公共交通の持続可能な運営に向けた利便性の維持・向上に資する取組を推進する。
- ・町民全体を対象とした公共・生活サービスを提供する多機能集積市街地である市街地中心部や医療サービスを提供する町立病院、主要な観光施設は、誰もが利用可能な環境の形成に努めるため、各地域からの公共交通のアクセス性改善等を推進する。特に、グリーンスローモビリティ[※]などの新たな交通システム等を活用しながら、高齢者や観光客の利便性の高い周遊手段の確保等に向けた交通手段の導入について検討する。

※グリーンスローモビリティ

⇒地域の様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される、電動かつ時速20km未満で公道を走る事が可能な4人以上の乗り物。

3) まちづくりの方針

① 土地利用

- ・文化交流センター「あゆむ」周辺は広域交流拠点として、都市機能やその周囲の居住機能の維持・誘導を推進する。
- ・子育て支援センター「にこぼーと」周辺は地域交流拠点として、子育て支援機能の維持を図るとともに、地区住民の生活環境の改善を図る。
- ・鮎貝地区の工業地域は産業拠点として、周辺の居住環境に配慮しながら、操業環境の維持による工業振興を図る。
- ・中丸公園はスポーツ拠点として、町民の運動やレクリエーション活動の場の形成を目的とした機能の維持・強化を図る。
- ・鮎貝地区コミュニティセンター周辺は地域拠点として、町民生活・活動の場を目的とした住環境の維持を図る。
- ・四季の郷駅北側は、低未利用地の活用や賑わいのある地域づくりに向けて、周辺の居住環境に配慮しながら用途地域の変更による用途制限の緩和を行う。
- ・良好な操業環境の維持に向けて、鮎貝地区の工業地域の整除化を行う。 白鷹町No.1
- ・四季の郷駅を中心とした土地区画整理事業によって形成された新市街地については、職住育近接した交流型の良好な住環境の形成・維持を図るため、地区計画制度を活用したまちづくりを継続する。
- ・主要地方道長井白鷹線沿道の住工複合地は、操業環境と居住環境の調和を図りつつ、工業施設や住宅等が混在した土地利用を継続する。
- ・市街地周辺の集落は、周辺の自然環境や営農環境を保全するとともに、自然豊かな生活環境を活かした移住・定住を促進し、戸建住宅を中心としたゆとりある環境の維持を図る。
- ・市街地を取り囲む農地や森林は、地域住民の生活を支えるとともに、良好な景観形成や生物多様性の保全をはじめとする多面的な機能を有していることから、豊かな自然環境や営農環境の保全を図るとともに、交流の場としての利活用を推進する。
- ・地域コミュニティの維持・向上に向けて、低未利用地や空き家・既存施設等の利活用により、若者を中心とした人々の移住・定住を促進するとともに、人々が気軽に集まることのできる空間づくりに向けた取組を支援する。

② 交通

- ・主要地方道長井白鷹線、主要地方道長井大江線は、鮎貝市街地と各地域、隣接都市と連絡する広域幹線道路として、必要な道路整備や適切な維持管理を促進し、年間を通じた安全・安心で円滑な交通・交流機能の確保に努める。また、災害発生時における避難・救援を確実にを行うため、緊急輸送道路に位置づけられた道路の適切な維持・管理を行い、機能確保を図る。
- ・白鷹～長井間を結ぶ西廻り幹線道路の早期着工に向けた取組を推進する。
- ・多様な機能が集積する市街地中心部やその周辺を対象とし、徒歩や自転車での移動環境や交通安全性を向上させるため、通学路等を中心に狭あい道路の拡幅や部分的な改良等、交通安全対策を展開する。
- ・山形鉄道フラワー長井線等の公共交通の持続可能な運営に向けた利便性の維持・向上に資する取組を推進する。
- ・文化・交流機能等を目的とした各地域からのアクセス性改善、荒砥周辺地区との一体的な周遊性向上に向けて、高齢者や観光客にとって利便性の高い手段としてグリーンスローモビリティ等の新たな交通手段の導入について検討する。

山形県農業振興地域整備基本方針

平成 29 年 9 月

山 形 県

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

法第3条の2により農林水産大臣が定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、農業振興地域の指定を相当とする区域は次のとおりである。

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
村山農業地帯	山形農業地域(山形市)	山形市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 13,133 h a (農用地面積 5,741ha)	
	寒河江農業地域(寒河江市)	寒河江市のうち都市計画法の用途地域(以下「用途地域」という。)及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 6,816 h a (農用地面積 3,242ha)	
	上山農業地域(上市市)	上市市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 7,712 h a (農用地面積 2,672ha)	
	村山農業地域(村山市)	村山市のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 12,241 h a (農用地面積 4,898ha)	
	天童農業地域(天童市)	天童市のうち都市計画法の市街化区域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 6,196 h a (農用地面積 4,041ha)	
	東根農業地域(東根市)	東根市のうち都市計画法の用途地域、山形空港、陸上自衛隊用地、林木育種場及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 7,909 h a (農用地面積 3,197ha)	
	尾花沢農業地域(尾花沢市)	尾花沢市のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 21,327 h a (農用地面積 5,645ha)	
	山辺農業地域(山辺町)	山辺町のうち都市計画法の市街化区域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,653 h a (農用地面積 1,451ha)	
	中山農業地域(中山町)	中山町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,927 h a (農用地面積 1,273ha)	
	河北農業地域(河北町)	河北町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,702 h a (農用地面積 2,076ha)	
	西川農業地域(西川町)	西川町のうち都市計画法の用途地域、寒河江ダム用地、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,667 h a (農用地面積 759ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
村山農業地帯	朝日農業地域 (朝日町)	朝日町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 10,280 h a (農用地面積 1,620ha)	
	大江農業地域 (大江町)	大江町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 4,455 h a (農用地面積 1,220ha)	
	大石田農業地域 (大石田町)	大石田町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 4,323 h a (農用地面積 2,029ha)	
地帯計			総面積 110,341 h a (農用地面積 39,864ha)	
最上農業地帯	新庄農業地域 (新庄市)	新庄市のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 10,450 h a (農用地面積 5,555ha)	
	金山農業地域 (金山町)	金山町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 2,344 h a (農用地面積 1,766ha)	
	最上農業地域 (最上町)	最上町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 7,637 h a (農用地面積 2,376ha)	
	舟形農業地域 (舟形町)	舟形町のうち開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,458 h a (農用地面積 1,653ha)	
	真室川農業地域 (真室川町)	真室川町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,040 h a (農用地面積 2,099ha)	
	大蔵農業地域 (大蔵村)	大蔵村のうち開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,391 h a (農用地面積 1,443ha)	
	鮭川農業地域 (鮭川村)	鮭川村のうち開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,834 h a (農用地面積 1,917ha)	
	戸沢農業地域 (戸沢村)	戸沢村のうち開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,509 h a (農用地面積 1,943ha)	
地帯計			総面積 41,663 h a (農用地面積 18,752ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
置賜農業地帯	米沢農業地域(米沢市)	米沢市のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 10,576 h a (農用地面積 4,747ha)	
	長井農業地域(長井市)	長井市のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,690 h a (農用地面積 3,143ha)	
	南陽農業地域(南陽市)	南陽市のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,702 h a (農用地面積 3,215ha)	
	高畠農業地域(高畠町)	高畠町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 6,886 h a (農用地面積 4,371ha)	
	川西農業地域(川西町)	川西町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 10,020 h a (農用地面積 5,779ha)	
	小国農業地域(小国町)	小国町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 4,339 h a (農用地面積 1,065ha)	
	白鷹農業地域(白鷹町)	白鷹町のうち都市計画法の用途地域及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 7,003 h a (農用地面積 2,551ha)	
	飯豊農業地域(飯豊町)	飯豊町のうち自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,477 h a (農用地面積 2,409ha)	
地帯計			総面積 53,693 h a (農用地面積 27,280ha)	
庄内農業地帯	鶴岡農業地域(鶴岡市)	鶴岡市のうち都市計画法の市街化区域、用途地域、臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、鶴岡鉄鋼団地、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 35,476 h a (農用地面積 19,854ha)	
	酒田農業地域(酒田市)	酒田市のうち都市計画法の市街化区域、用途地域、臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 28,236 h a (農用地面積 13,369ha)	
	庄内農業地域(庄内町)	庄内町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 11,842 h a (農用地面積 5,980ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
庄内農業地帯	三川農業地域(三川町)	三川町のうち既存市街地の区域を除いた区域	総面積 3,261 h a (農用地面積 2,260ha)	
	遊佐農業地域(遊佐町)	遊佐町のうち都市計画法の市街化区域、用途地域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び開発して農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 10,348 h a (農用地面積 4,526ha)	
地帯計			総面積 89,163 h a (農用地面積 45,989ha)	
県計			総面積 294,860 h a (農用地面積 131,884ha)	

* 指定予定地域名、市町村名、指定予定地域の規模：平成 26 年 12 月 1 日現在

遊佐森林地域航空写真

参考資料 3

地理院地図
GSI Maps



鶴岡森林地域航空写真

地理院地図
GSI Maps

